

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、ステークホルダーであるお客さま・株主・お取引先・地域等の皆さまから信頼され満足していただくためには、堅確な事務処理や誠実な業務を行うだけでなく、役職員一人ひとりが常に高い倫理観を持ち、相互牽制と統制を図ることが重要であると認識しております。当行

の経営管理組織の整備については、取締役会・常務会の一層の活性化を図るとともに、監査役が常に取締役会および常務会へ出席して経営監視機能を高めるなど、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

1 会社の機関の内容

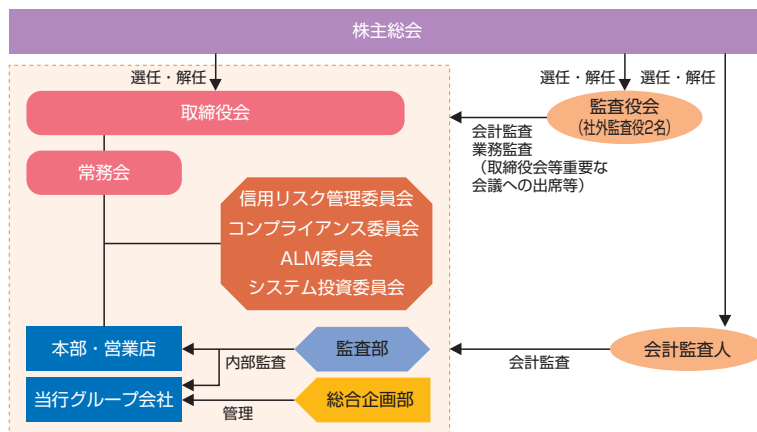
当行の取締役会は取締役10名（平成22年6月25日現在）で構成されており、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

また、取締役会で決定した基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議する機関として、頭取、専務取締役および常務取締役の計4名（平成22年6月25日現在）からなる常務会を取締役会の下に設置しております。

常務会の諮問機関として、与信にかかるリスク管理と適切な与信ポートフォリオの構築を目的とする信用リスク管理委員会、法令等の遵守体制を確立し、コンプライアンス意識の高い企業風土の実現を目的とするコンプライアンス委員会、リスク量の計測や分析を通

じて、安定した収益の確保を目的とするALM委員会、戦略的・効率的なシステム投資を行うことを目的とするシステム投資委員会の4つの経営委員会を設置し、経営に関する重要な課題について各部門間の連携を図り、協議・調整を行っております。

当行は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名（平成22年6月25日現在、うち社外監査役2名）で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された年度の監査方針、監査計画および業務・財産状況の調査方法に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や往査などを通じて、取締役の職務執行状況の監査および当行の経営状況の調査を行っております。



2 内部統制システムの整備の状況

当行は、10項目の「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めており、本方針に基づき内部統制システムの整備に取り組んでおります。

内部統制につきましては、法令等の遵守、各種リスクの状況把握と適切な対応が経営の健全性維持と収益力強化のための最重要課題であると位置づけております。

コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理の適切性・有効性については、被監査部門から独立した頭取直轄の監査部が各部署に対して内部監査を実施し、その検証を通じて経営管理の改善に努めております。

監査役は、業務の執行状況について諸法令や行内規程との適合性に関する監査を実施しております。

3 監査役監査の状況

監査役監査につきましては、毎年、年度の監査方針、監査計画および業務・財産状況の調査方法を立案し、往査、会計監査人・内部監査部門の監査の立会い、担当取締役への質問・確認、関係書類の閲覧・突合等を通じて行っております。

監査役は、取締役会および常務会に出席し、経営や事業に関する事案について意見を述べる機会を確保しております。また、監査役の職務の補佐を行うため、他の部署から独立した専任の使用人を配置しております。

監査役会は、原則月1回開催しているほか、常時当行の経営状況の

監視を行っております。また、事業年度における取締役の職務の執行に関しては、各監査役から監査の方法および結果に基づく報告を受け、審議のうえ監査報告書の作成や取締役への通知を行い、定時株主総会において株主に報告しております。

監査役は、監査部より毎月定期的に内部監査の状況等について報告を受け、意見交換を行っております。また、監査役と会計監査人は、随時意見交換を行っているほか、監査役会は、会計監査人より定期的に監査概要および監査結果の報告を受けております。

4 内部監査の状況

内部監査につきましては、当行の業務運営および財産管理の実態を検証し、諸法令、定款や社内規程への準拠性を確かめることを目的とし、監査部（14名）が実施しております。監査部は、頭取直轄となっており、被監査部門に対して十分な牽制機能が働く独立組織であることから、内部統制の適切性を確保できる体制となっております。

監査部は、毎年度取締役会の承認を受けた内部監査基本方針および基本計画に基づき、営業店、本部、当行グループ会社について、

原則として年1回内部監査を実施しております。監査部長は内部監査終了後、指摘した問題点やこれに関する評価・意見について報告書を作成し、頭取、常務会およびコンプライアンス委員会に報告するほか、年間の総括報告については取締役会に報告しております。

監査部と会計監査人は、会計監査人が監査部に対しヒアリングを実施し、監査方針や監査の課題、主な指摘事項の改善状況について説明を受けるなど、連携を図っております。